

## 「群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の趣旨

群馬県における行政手続については、「群馬県行財政改革大綱（令和2～6年度）」に基づき、令和5年度末までに可能な手続を全てオンライン化としている。今後、オンラインでの手続が原則となることから、手続をオンライン化した場合の扱いに係る規定を改正するもの。

### 2 規則改正の概要

- ・ 告示規定（規則第3条）の削除

知事又はこれに置かれる機関がオンラインにより行政手続等を行う場合に必要となる当該手続の根拠法令等の告示について不要とする。

### 3 新旧対照表

別添「規則改正素案（新旧対照表）」のとおり

### 4 施行日

令和3年9月末（予定）